

3 伊社第 2 2 7 号  
令和 3 年 8 月 2 6 日

介護保険指定居宅サービス及び  
介護保険施設事業者 様

伊那市長 白鳥 孝

介護保険指定居宅サービス及び介護保険施設事業所における  
介護保険事故発生時に係る報告について（通知）

このことについて、介護保険指定居宅サービス及び介護保険施設等の運営基準に基づき、介護保険指定事業所が、伊那市の介護保険被保険者を対象として介護サービス等を提供中に事故が発生した場合は、速やかに下記により情報提供及び事故報告してください。

なお、より一層の事故防止の徹底についてお願いいたします。

記

- 1 事業者が伊那市へ報告する事故は、次の各号に掲げる場合とする
  - (1) サービス提供中に、利用者が死亡又は負傷した場合（第三者の行為により利用者が被害者となった場合も含む）
    - ア 「サービス提供中」とは、送迎中も含めサービスを提供している時間帯をいう。  
入所施設にあつては入所から退所までとする。
    - イ 「死亡」とは、事故による死亡をいい、病気による死亡は報告対象外とする。  
ただし、病死でも死因等に疑義が生じ、利用者の家族から苦情が出ている場合は、全て報告対象とする。
    - ウ 「負傷」は、医師の診療を要した場合を報告対象とする。ただし、医師の診療を要しなくとも、負傷により利用者家族等から苦情が出ている場合は、全て報告対象とする。
  - (2) 食中毒の発生が認められた場合
  - (3) 次に掲げる感染症等の発生が認められた場合
    - ア 感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に

定める1類（エボラ出血熱他）・2類（結核・鳥インフルエンザ（H5N1型）他）・3類（コレラ・腸管出血性大腸菌感染症（O157）及び、レジオネラ症、疥癬）

イ 新型コロナウイルス感染症

- （3）施設等から利用者が無届けで外出し、警察、消防等に捜索を依頼した場合。
- （4）職員等の介護サービス事業に関わる法令違反・不祥事等が発生した場合。
- （5）施設が長期間にわたり使用できない場合。  
（機械故障等で利用者に影響を与える場合等）

## 2 報告の手順

- （1）事業所は事故等が発生したときは、できる限り速やかに伊那市社会福祉課高齢者係へ電話で報告する。（第一報）
- （2）事業所は、第一報後概ね5日以内に、介護保険事故報告書に下記書類を添付し、高齢者係へ郵送等により提出する。（個人情報保護によりFAX・メール等での送信は行わないこと）  
ただし、事故等の対応が完結していないときは中間報告とし、完結後に最終報告を提出する。

### ※添付書類

事故発生場所が特定できる図面、事故当日の職員勤務表、事故対象者の介護記録の写し（その他必要に応じて市から求められた資料を提出するものとする）

担当係 伊那市役所 社会福祉課高齢者係 電話 0265-78-4111 内線 2312・2313
--